

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の主旨

宇和島市（以下、本市という。）の高齢者（65歳以上）人口は、平成29（2017）年には28,812人となっており、総人口の36.6%が高齢者となっています。

全国的にも総人口が減少している一方、高齢者が占める割合が上昇しています。団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年には、介護が必要な高齢者が急激に増加することから、これまで以上に高齢化に伴う問題が深刻化するものと予想されます。

なかでも、上昇傾向に懸念が寄せられている介護保険料の抑制に関しては、各自自治体における保険者機能の強化とともに、高齢者の自立支援・重度化防止がますます重要となっており、新しい総合事業の枠組みによる住民主体の介護予防を推進していくことが求められています。

その他、「一億総活躍社会」への取り組みの一環として、家族の介護のために仕事を辞めざるを得ないケースが増加している問題に対し、「介護離職ゼロ」を推進していくことが求められています。

本市では、こうした全国的な動向を踏まえつつ、本市の特性を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進することにより、高齢者が地域で支えられ、今後も安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて取り組んでいきます。そのための具体的な方向性と施策を示すものとして、「宇和島市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下、本計画という。）を策定します。

2 計画の位置付け

（1）法的位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき、介護保険事業計画は、介護保険法（平成9年法律123号）第117条の規定に基づき策定されます。本計画は、これらを一体的に策定するものです。

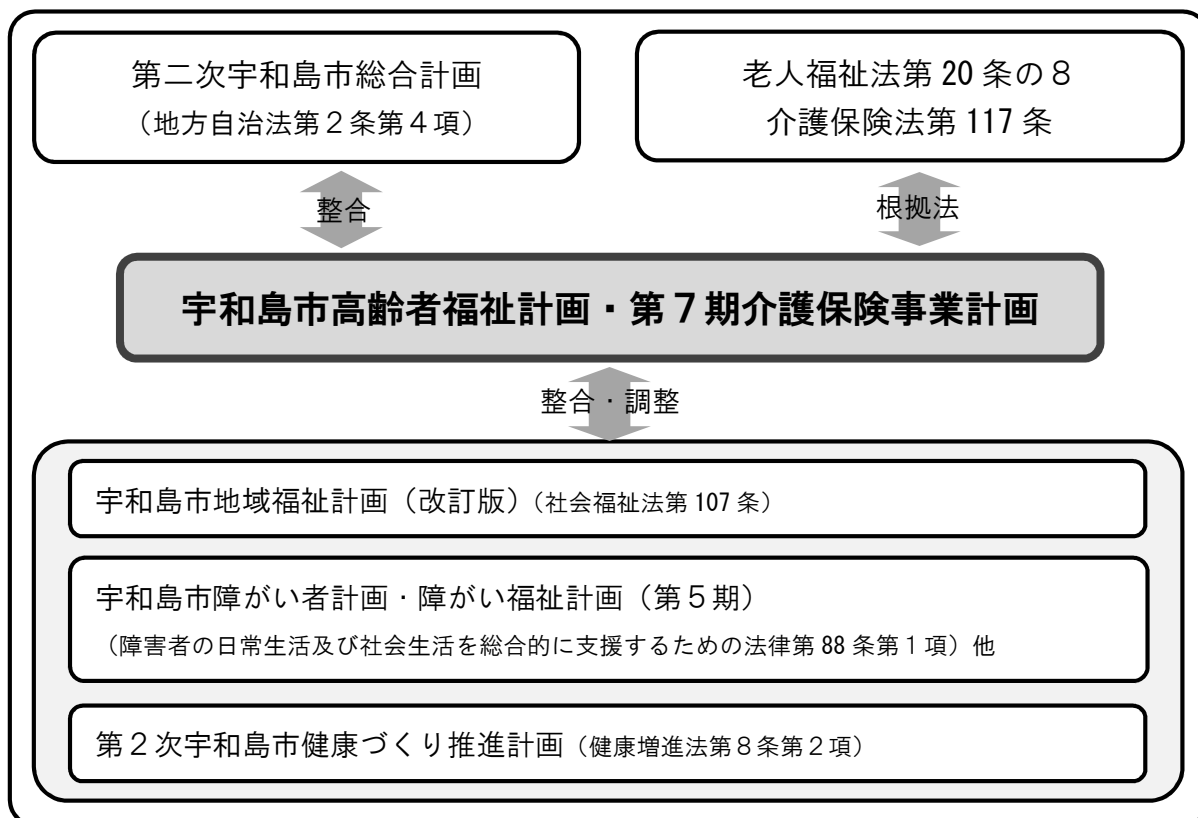
（2）第7期の位置付け

本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年を見据え、段階的に地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいくことを目指した「地域包括ケア計画」の第2期に位置付けられ、第1期にあたる「宇和島市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」（以下、第6期計画という。）の理念と方向性を継承するものです。

(3) 他の計画との関係

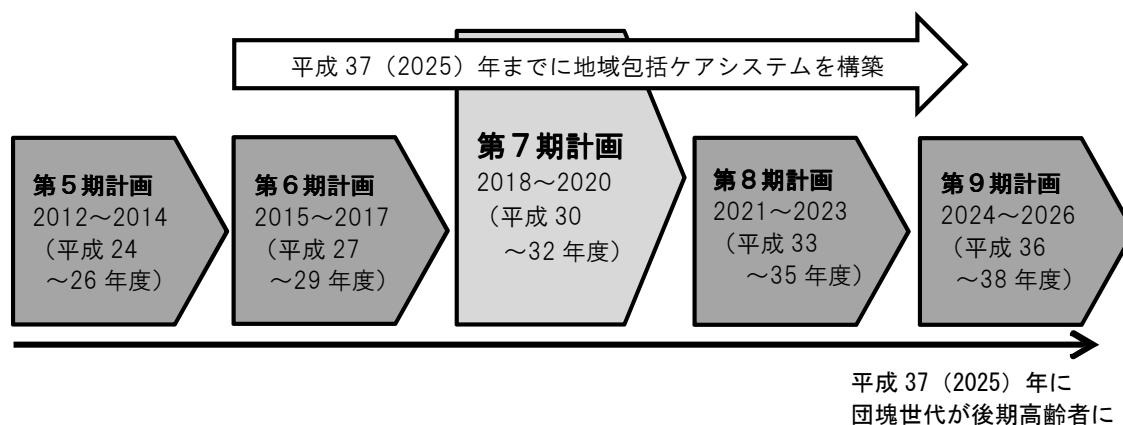
本計画は、第二次宇和島市総合計画を上位計画とし、また、高齢者の保健、医療、福祉及び居住に関する関連計画との調和を保ち策定しました。

■他の計画との関係イメージ



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 年間とし、平成 29（2017）年度に策定、平成 32（2020）年度に見直しを行います。



4 計画の策定体制

(1) 介護保険運営協議会での協議・検討

関係者の意見を広く反映させるため、保健・医療・福祉の有識者及び本市内の各種団体、グループの代表者等で構成する「宇和島市介護保険運営協議会」により協議・検討を行い、本計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者福祉施策の検討や介護予防の充実に向けた基礎資料とすることを目的に、本市在住の高齢者とその介護者を対象にした、日ごろの生活や健康・介護に関する実態等を調査する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

(3) 事業所アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者福祉施策や介護保険事業の検討に向けた基礎資料とすることを目的に、本市において介護サービスを提供する事業所に対し、取り組みの現状・課題、ならびに今後の方向性等をうかがう「事業所アンケート調査」を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画に広く市民の意見を反映するため、本計画（素案）に対する意見募集のためのパブリックコメントを実施しました。

5 第6期計画の総括

第6期計画において掲げた5つの基本目標について、本計画をより実情に即したものとするために検証を行い、以下のとおり整理しました。

基本目標1 社会参加と生きがいのづくりの支援

高齢者サロン等は、世話役であるボランティアの高齢化に伴い、設置数は減少傾向にありますが、各サロンにおいて活発な活動が展開されています。

サロン活動が健康づくり・介護予防だけでなく、高齢者の生きがいのづくりや支えあいの場として、地域ごとの特徴ある活動ができるよう、引き続き支援します。

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度【見込】 (2017)
サロン設置数(か所)	132	122	111

基本目標2 健康づくり・介護予防の推進

平成29(2017)年度より、一次予防事業・二次予防事業を一般介護予防事業に統一しました。一次予防にあたる介護予防普及啓発事業及び地域介護予防支援事業の参加者は年々増加しており、介護予防に対する市民の意識の高まりがうかがえます。

今後は一般介護予防事業として、高齢者が元気なうちから介護予防に関心を持ち、取り組むことができるよう、介護予防の必要性について周知するとともに、より多くの高齢者が楽しみながら、自発的かつ継続的に実践できる健康づくり・介護予防を推進します。

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度【見込】 (2017)
一次予防	介護予防普及啓発事業 参加者数(人)	15,912	17,861	27,188
	地域介護予防支援事業 参加者数(人)	595	1,341	2,172
二次予防	チェックリスト配布数(件)	6,489	2,941	実施なし
	実施者数(人)	4,305	2,941	実施なし
	対象者数(人)	678	509	実施なし

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らすための体制づくり

認知症関連事業等を推進してきた成果として、認知症サポーターは大幅に増加しており、キャラバン・メイトや見守り登録者も増加しています。また、見守り協力事業所の登録も増えていますが、実際の現場において、これらの人材や資源が最大限有効に活用されるには至っていない状況です。

今後は、認知症サポーター養成講座を受講した人や見守り登録をした人を、実際の活動へとつなぐしくみを整備するとともに、支援や介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けることができるよう、だんだんネット等、地域における見守り体制の充実を図ります。

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度【見込】 (2017)
認知症サポーター数 (人)	8,778	9,174	9,313
キャラバン・メイト数 (人)	151	152	156
見守り登録者数 (人)	36	37	40
見守り協力事業所 (か所)	422	430	440

基本目標4 尊厳あるくらしの支援

虐待に関する通報については急激な増加傾向はないものの、総合相談は増加しており、虐待について家族や介護者が意識せずに行っているケース等もあることから、通報件数の減少がそのまま虐待件数の減少とは言い切れない状況です。

成年後見制度については、制度名は知られるようになってきましたが、その内容や申請方法となると、まだまだ一般市民の認知度は高くなく、その理解と利用促進のためには、さらなる周知と啓発が必要です。

今後は、ケース会議等において関係機関との連携を密にするとともに、権利擁護に関する講座や研修会を開催し、市民に対して学べる場と機会を積極的に提供し、高齢者が最後まで尊厳あるくらしができる環境づくりに努めます。

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度【見込】 (2017)
総合相談件数(件)	2,860	2,902	3,500
虐待通報件数(件)	22	24	20
成年後見関係相談 件数(件)	32	18	25
関連研修参加者数 (人)	60	100	50

基本目標 5 地域で支えあうしくみづくり

地域防災計画や障がい者計画等との連携のもと、災害時において支援や介護を要する人の二次避難場所である福祉避難所を市内9か所に設置していますが、収容人数が大幅に不足しているのが現状です。

また、災害時避難行動要支援者について、個別避難支援プランの作成を民生児童委員等の協力を得ながら進めていますが、避難行動要支援者全員の作成には至っていません。

今後は、福祉避難所指定施設の拡充や、一般避難所の福祉スペースの拡充等を検討していくとともに、災害時避難行動要支援者の把握と個別避難支援プランの作成を推進します。また、関連計画との整合を図りながら、地域の防災力向上のため、避難訓練や防災教育の充実を図ります。

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度【見込】 (2017)
福祉避難所 設置指定数(か所)	9	9	9

6 介護保険制度改革のポイント

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険制度改革の柱の一つである、地域包括ケアシステムの深化・推進については、平成29(2017)年6月2日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、以下の事項が定められました。

1. 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
① 保険者機能を発揮し、自立支援・重症化防止に向けて取り組む仕組みを制度化 ② 国提供のデータを分析した上で介護保険事業計画を策定し、介護予防・重症化防止等の取組内容と目標を記載 ③ 都道府県による市町村への支援事業の創設と、財政的インセンティブの付与規定の整備 ④ 地域包括支援センターの機能強化 ⑤ 居宅サービス事業者等の指定に対する保険者の関与強化 ⑥ 認知症施策の推進 等
2. 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設 ② 医療・介護の連携等に関して、都道府県による市町村への必要な情報の提供やその他の支援の規定を整備
3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
① 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化 ② 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け ③ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（老人福祉法一部改正） ④ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

介護保険制度の持続可能性の確保については、利用者負担の見直しや費用負担の見直し等が行われました。

1. 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に引き上げ（介護保険法） 【平成30(2018)年8月施行】
2. 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法） 【平成29(2017)年8月より適用】
各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）は、被用者保険間で『総報酬割』に変更